

第1四半期報告書

本書は、EDINET(Electronic Disclosure for Investors' NETwork)システムを利用して金融庁に提出した第1四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

三菱マテリアル株式会社

(E00021)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
第3 【提出会社の状況】	11
1 【株式等の状況】	11
(1) 【株式の総数等】	11
① 【株式の総数】	11
② 【発行済株式】	11
(2) 【新株予約権等の状況】	11
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	11
(4) 【ライツプランの内容】	11
(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	11
(6) 【大株主の状況】	11
(7) 【議決権の状況】	12
① 【発行済株式】	12
② 【自己株式等】	12
2 【役員の状況】	12
第4 【経理の状況】	13
1 【四半期連結財務諸表】	14
(1) 【四半期連結貸借対照表】	14
(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】	16
【四半期連結損益計算書】	16
【第1四半期連結累計期間】	16
【四半期連結包括利益計算書】	17
【第1四半期連結累計期間】	17
【注記事項】	18
【セグメント情報】	22
2 【その他】	23
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	24
レビュー報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年8月9日
【四半期会計期間】	第92期第1四半期（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）
【会社名】	三菱マテリアル株式会社
【英訳名】	MITSUBISHI MATERIALS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 竹内 章
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目3番2号
【電話番号】	03（5252）5226
【事務連絡者氏名】	経理・財務部経理室管理グループ長 板垣 秀康
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目3番2号
【電話番号】	03（5252）5226
【事務連絡者氏名】	経理・財務部経理室管理グループ長 板垣 秀康
【縦覧に供する場所】	三菱マテリアル株式会社 大阪支社 （大阪市北区天満橋一丁目8番30号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第91期 第1四半期 連結累計期間	第92期 第1四半期 連結累計期間	第91期
会計期間	自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日	自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日
売上高 (百万円)	360,773	298,828	1,417,895
経常利益 (百万円)	17,102	12,066	72,442
親会社株主に帰属する四半期 (当期) 純利益 (百万円)	29,604	10,766	61,316
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	36,434	△13,538	19,664
純資産額 (百万円)	668,993	623,061	645,017
総資産額 (百万円)	1,927,020	1,767,133	1,793,375
1株当たり四半期(当期)純 利益 (円)	22.60	8.22	46.80
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	30.1	30.5	31.0

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間における世界経済は、アジア地域では、中国において景気が減速している一方で、タイやインドネシアでは景気の持ち直しの動きがみられました。米国においては、経済成長の鈍化傾向がみられました。

わが国経済は、雇用・所得環境等が改善傾向にあるものの、個人消費の伸び悩みがみられ、企業収益の改善にも足踏みがみられました。

当社グループを取り巻く事業環境は、為替水準が前年同期に対して円高で推移したほか、銅価格の下落や国内におけるセメント需要の減少の影響がありました。

このような状況のもと、当第1四半期連結累計期間の連結業績は、売上高は2,988億28百万円（前年同期比17.2%減）、営業利益は131億90百万円（前年同期比19.5%減）、経常利益は120億66百万円（前年同期比29.4%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益は107億66百万円（前年同期比63.6%減）となりました。

セグメント情報は次のとおりであります。

なお、前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間の報告セグメントごとの営業利益は、有限責任あずさ監査法人の四半期レビューを受けておりません。

（セメント事業）

（単位：億円）

	前第1四半期 連結累計期間	当第1四半期 連結累計期間	増減（増減率）
売上高	468	401	△67（△14.3%）
営業利益	38	28	△10（△27.3%）
経常利益	34	25	△9（△26.3%）

セメントは、国内では、人手不足等による工事の遅れや官需の伸び悩み等の影響により市場全体の需要が減少し、販売数量は減少しました。米国では、南カリフォルニア地域全体のセメント需要が天候不順の影響により減少したことから、生コンの販売数量は減少しました。一方で、当社グループ外への販売を強化したことから、セメントの販売数量は増加しました。中国では、大型工事の施工が遅延していることなどから、販売数量は減少しました。なお、事業全体のセメント生産量は、2.6百万トン（前年同期比0.1百万トン減産）となりました。

以上により、前年同期に比べて事業全体の売上高及び営業利益は減少しました。経常利益は、営業利益が減少したことから、減少しました。

(金属事業)

(単位：億円)

	前第1四半期 連結累計期間	当第1四半期 連結累計期間	増減（増減率）
売上高	1,836	1,395	△440（△24.0%）
営業利益	64	45	△19（△30.0%）
経常利益	54	43	△11（△20.3%）

銅地金は、銅価格の下落に加えて、インドネシア・カパー・スメルティング社において、原料鉱石中の銅品位低下による減産があったことなどにより、減収減益となりました。なお、事業全体の電気銅生産量は、137千トン（前年同期比4千トン減産）となりました。

金及びその他の金属は、パラジウム価格が下落した影響等により、減収減益となりました。

銅加工品は、自動車向け製品や半導体向け製品等の販売が増加したものの、銅価格の下落等により、減収減益となりました。

以上により、前年同期に比べて事業全体の売上高及び営業利益は減少しました。経常利益は、営業利益が減少したことから、減少しました。

(加工事業)

(単位：億円)

	前第1四半期 連結累計期間	当第1四半期 連結累計期間	増減（増減率）
売上高	391	364	△26（△6.9%）
営業利益	44	36	△8（△18.2%）
経常利益	44	29	△15（△35.2%）

超硬製品は、中国経済の減速等により市況が悪化したことに加えて、為替水準が前年同期に対して円高で推移した影響により、減収減益となりました。

高機能製品は、自動車向け製品の販売が北米で堅調に推移したものの、国内の販売が減少したことから、減収減益となりました。

以上により、前年同期に比べて事業全体の売上高及び営業利益は減少しました。経常利益は、営業利益が減少したことに加え、為替差損が発生したことから、減少しました。

(電子材料事業)

(単位：億円)

	前第1四半期 連結累計期間	当第1四半期 連結累計期間	増減（増減率）
売上高	184	150	△34（△18.6%）
営業利益	8	2	△6（△70.3%）
経常利益	20	2	△17（△86.5%）

機能材料及び化成品は、ハイブリッド自動車向け製品等の販売が減少したものの、自動車用ガラス向け製品等の販売が堅調に推移したことから、減収増益となりました。

電子デバイスは、白物家電向け製品及び通信機器向け製品の販売が減少したことから、減収減益となりました。

多結晶シリコンは、販売が減少したことから、減収減益となりました。

以上により、前年同期に比べて事業全体の売上高及び営業利益は減少しました。経常利益は、営業利益が減少したことに加えて、持分法による投資利益が減少したことから、減少しました。

(アルミ事業)

(単位：億円)

	前第1四半期 連結累計期間	当第1四半期 連結累計期間	増減（増減率）
売上高	416	402	△13（△3.3%）
営業利益	10	23	12（120.4%）
経常利益	9	22	13（144.0%）

飲料用アルミ缶は、ボトル缶及び通常缶の需要がともに増加したほか、原材料コストが低下しました。

アルミ圧延・加工品は、自動車向け製品の需要が増加したものの、太陽電池向け製品の需要は減少しました。また、地金相場の下落により販売価格は低下しました。

以上により、前年同期に比べて事業全体の売上高は減少し、営業利益は増加しました。経常利益は、営業利益が増加したことから、増加しました。

(その他の事業)

(単位：億円)

	前第1四半期 連結累計期間	当第1四半期 連結累計期間	増減（増減率）
売上高	528	454	△74（△14.1%）
営業利益	6	10	4（66.3%）
経常利益	15	9	△6（△40.9%）

エネルギー関連は、前年同期において更新工事中であった水力発電所が通常操業をしたことから、売電量が増加した一方で、市況の低迷により石炭の販売が減少したことから、減収増益となりました。

家電リサイクルは、有価物単価下落により販売が減少したことから、減収減益となりました。

なお、原子力・エンジニアリング関連部門の受注高は、206億円（前年同期比54億円増）、受注残高は、301億円（同46億円減）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

① 全社課題

当社グループを取り巻く事業環境につきましては、中国やその他の新興国における景気下振れの懸念や、米国経済の成長鈍化、英国のEU離脱問題等により、世界経済の先行きが不透明な状況にあります。

このような状況のなか、当社グループは、2020年代初頭までを視野に入れた長期経営方針のもと、「ユニークな技術により、地球に新たなマテリアルを創造し、循環型社会に貢献するNo. 1 企業集団」となることを目指しておりますが、その実現に向け、足許では中期経営計画（2014-2016）「Materials Premium（マテリアル・プレミアム）2016 ～No. 1 企業集団への挑戦～」において、「成長基盤の強化」（安全管理体制の強化、戦略投資の実施、事業の継続的な選択と集中による財務体質の改善等）、「グローバル競争力の強化」（既存の海外生産・販売拠点の拡充、新興国を中心とした新規生産・販売拠点の展開、特に自動車・エレクトロニクス産業を対象とした戦略的なマーケティングの実施による新たな顧客や市場の開拓等）及び「循環型ビジネスモデルの追求」（廃棄物再利用の促進等）に注力してまいります。

② 会社の支配に関する基本方針

1) 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社の支配権は、原則として当社株式の市場での自由な取引により決定されるべきものであり、株式の大規模買付等（下記3）B.（イ）において定義されます。以下同じとします。）の提案に応じるか否かのご判断について、原則として、個々の株主の皆様のご意思が尊重されるべきであると考えております。

しかしながら、株式の大規模買付等の中には、企業価値・株主共同の利益、ひいては中長期的な株主価値（以下、単に「中長期的な株主価値」といいます。）を著しく損なう可能性のあるものや株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるものなど、当社の中長期的な株主価値に資さないものも想定されます。また、当社は、当社株式の大規模買付等を行う者が、当社を取り巻く経営環境を正しく認識し、当社の企業価値の源泉を理解した上で、これを中長期的に確保し、向上させなければ、当社の中長期的な株主価値は毀損される可能性があると考えております。

更に、株主の皆様の投資行動の自由をできる限り尊重すべきであることは言うまでもありませんが、当社としては、現在のわが国の公開買付制度は、株主の皆様が一定の大規模買付等に応じるか否かをご判断されるために必要な情報を取得し、検討するための時間と手続が必ずしも十分ではなく、中長期的な株主価値が害される可能性もあると考えております。

以上のことから、当社は、上記のような当社の中長期的な株主価値を毀損する可能性のある大規模買付等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切ではないものと考えております。このため、当社は、当社の中長期的な株主価値に反する大規模買付等を抑止するため、当社株式の大規模買付等が行われる場合に、不適切な大規模買付等でないかを株主の皆様がご判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉等を行ったりするための枠組みが必要であると考えております。

2) 基本方針の実現に資する特別な取り組みの内容の概要

当社は、当社の淵源である金属・石炭の鉱山事業で培った技術等をもとに様々な分野において事業を展開してきました。その結果、現在では、セメント、金属、加工、電子材料及びアルミ等の事業を行う複合事業集団となっております。また、当社は、様々な事業活動を通して社会に貢献することを企業理念の基本とし、これまで、総合素材メーカーとして、人々が生活する上で欠くことのできない基礎素材を世の中に供給してきました。更に、環境負荷の低減や循環型社会システム構築への貢献を目指し、豊かな社会をつくるために不断的努力を行ってまいりました。当社は、事業活動の発展はもとより、社会との共生も図りながら、株主、従業員、顧客、地域社会、サプライヤーその他多数の関係先を含むステークホルダーの皆様から更なる信頼を得ることにより、中長期的な株主価値の確保・向上に努めてまいりたいと考えております。

このようななかであって、当社グループは、2020年代初頭に向けた長期経営方針において、「ユニークな技術により、地球に新たなマテリアルを創造し、循環型社会に貢献するNo. 1 企業集団」を目指すこととしております。今後は、「No. 1 企業集団」の実現に向け、中期経営計画（2014-2016）「Materials Premium 2016 ～No. 1 企業集団への挑戦～」において掲げている、「成長基盤の強化」、「グローバル競争力の強化」及び「循環型ビジネスモデルの追求」という3つの全社成長戦略に基づき、引き続き諸施策を実施してまいります。

3)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、上記2)記載の企業理念と諸施策のもと、今後も当社の中長期的な株主価値の最大化を追求してまいります。その一方で、上記1)記載のような当社の中長期的な株主価値を毀損する可能性がある大規模買付等が行われる可能性も否定できないと考えております。そこで、当社は、平成28年5月12日開催の当社取締役会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を従前のものから一部改定した上で更新すること（改定後の対応策を以下「新対応策」といいます。）を決議し、同年6月29日開催の当社第91回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。

新対応策の概要は、次のとおりであります。なお、新対応策の詳細につきましては、平成28年5月12日付のプレスリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」において公表しておりますので、以下の当社ホームページをご参照下さい。

<http://www.mmc.co.jp/corporate/ja/news/press/2016/16-0512b.pdf>

A. 新対応策の基本方針

当社は、中長期的な株主価値の確保・向上を目的として、当社株式の大規模買付等を行い、または行おうとする者に対し、遵守すべき手続を設定し、これらの者が遵守すべき手続があること、及び、これらの者に対して一定の場合には当社が対抗措置を発動することがあり得ることを事前に警告すること、並びに、一定の場合には当社が対抗措置を実際に発動することをもって当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）といたします。

B. 新対応策の内容

(イ) 対象となる大規模買付等

新対応策は、以下のa. またはb. に該当する当社株券等の買付けまたはこれに類似する行為（以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象といたします。大規模買付等を行い、または行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め新対応策に定められる手続に従わなければならないものといたします。

a. 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け

b. 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(ロ) 意向表明書の当社への事前提出

買付者等には、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、新対応策に定める手続を遵守する旨の誓約文言等を日本語で記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を提出していただきます。

(ハ) 情報の提供

意向表明書をご提出いただいた場合には、当社は、買付者等に対して、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を送付いたします。買付者等には、かかる「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」の送付後60日間を、当社取締役会が買付者等に対して情報の提供を要請し、買付者等が情報の提供を行う期間（以下「情報提供要請期間」といいます。）として設定し、情報提供要請期間が満了した場合には、直ちに取締役会評価期間（下記（ホ）において定義されます。以下同じとします。）を開始するものといたします。ただし、買付者等から合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、情報提供要請期間を必要に応じて最長30日間延長することができるものといたします。他方、当社取締役会は、買付者等から提供された情報が十分であると判断する場合には、情報提供要請期間満了前であっても、直ちに買付者等に情報提供完了通知（下記（ニ）において定義されます。以下同じとします。）を行い、取締役会評価期間を開始するものといたします。

(ニ) 情報の開示

当社は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要を開示いたします。また、株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社は、買付者等による情報の提供が十分になされたとき当社取締役会が認めた場合には、速やかにその旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を開示いたします。

(ホ) 取締役会評価期間の設定

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後または情報提供要請期間が満了した後、大規模買付等の評価・検討を開始いたします。当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）は、大規模買付等の態様に応じて最長60日間または最長90日間といたします。

ただし、取締役会評価期間は当社取締役会が必要と認める場合または独立委員会の勧告を受けた場合には最長30日間延長できるものといたします。

(ヘ) 独立委員会に対する諮問

新対応策においては、対抗措置の発動等に当たって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置しております。

当社取締役会は、買付者等が新対応策に定める手続を遵守しなかった場合、または買付者等による大規模買付等が当社の中長期的な株主価値を著しく損なうものであると認められる場合であって、対抗措置を発動することが相当であると判断する場合には、対抗措置の発動の是非について、独立委員会に対して諮問するものといたします。

(ト) 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、当社取締役会から対抗措置の発動の是非に関する諮問があった場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものといたします。

(チ) 取締役会の決議

当社取締役会は、上記（ト）の独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動に関する決議を行うものといたします。

(リ) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、以下の場合には、株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、株主総会を開催し、対抗措置の発動に関する議案を付議するものといたします（かかる株主総会を以下「株主意思確認総会」といいます。）。

a. 独立委員会が対抗措置の発動についての勧告を行うに際して、対抗措置の発動に関し株主総会の承認を予め得るべき旨の留保を付した場合

b. 当社取締役会が、株主の皆様のご意思を確認することが相当であると判断した場合

当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従って、対抗措置の発動に関する決議を行うものといたします。

(ヌ) 大規模買付等の開始時期

買付者等は、当社取締役会が株主意思確認総会を招集することを決定した場合には、当社取締役会が株主意思確認総会の決議に基づく対抗措置不発動の決議を行うまでは、大規模買付等を開始することはできないものといたします。また、株主意思確認総会が招集されない場合においては、取締役会評価期間の経過後にのみ大規模買付等を開始することができるものといたします。

(ル) 対抗措置の中止または撤回

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した場合であっても、以下の場合には、当該対抗措置の中止または撤回について、独立委員会に諮問するものといたします。

a. 買付者等が大規模買付等を中止もしくは撤回した場合

b. 当該対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の中長期的な株主価値の確保・向上という観点から、当該対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当該対抗措置を維持することが相当でないと判断するに至った場合には、当該対抗措置の中止または撤回を決議いたします。

(ロ) 新対応策における対抗措置の具体的内容

新対応策に基づいて発動する対抗措置は、原則として新株予約権の無償割当てといたします。

当該新株予約権は、割当て期日における当社の株主に対し、その所有する当社普通株式1株につき1個の割合で割り当てられます。また、当該新株予約権には、買付者等別途定める要件に該当する非適格者は行使することができないという行使条件のほか、当社が非適格者以外の者が所有する新株予約権を取得し、これと引き替えに新株予約権1個につき1株の当社普通株式を交付することができる旨の取得条件等が付されることが予定されております。

(ワ) 新対応策の有効期間、廃止及び変更

新対応策の有効期間は、平成31年6月開催予定の当社第94回定時株主総会終結の時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、以下の場合には、新対応策はその時点で廃止されるものいたします。

- a. 当社の株主総会において新対応策を廃止する旨の議案が承認された場合
- b. 当社の取締役会において新対応策を廃止する旨の決議が行われた場合

また、当社は、法令等の改正に伴うもの等の形式的な事項について、基本方針に反しない範囲で、新対応策を変更する場合があります。

4) 上記2)の取り組みが、上記1)の基本方針に沿い、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないことに関する取締役会の判断及びその理由

上記2)の取り組みを通じて、当社の中長期的な株主価値を確保・向上させ、それを当社株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の中長期的な株主価値に反する大規模買付等は困難になるものと考えられ、上記2)の取り組みは、上記1)の基本方針に沿うものであると考えております。

従って、上記2)の取り組みは、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

5) 上記3)の取り組みが、上記1)の基本方針に沿い、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないことに関する取締役会の判断及びその理由

上記3)の取り組みは、十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保の要請に応じない買付者等、及び当社の中長期的な株主価値を著しく損なう大規模買付等を行おうとする買付者等に対して対抗措置を発動できることとすることで、これらの買付者等による大規模買付等を防止するものであり、上記1)の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みであります。また、上記3)の取り組みは、当社の中長期的な株主価値を確保・向上させることを目的として、買付者等に対して、当該買付者等が実施しようとする大規模買付等に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために実施されるものです。更に、上記3)の取り組みにおいては、株主の皆様のご意思を確認する手続の導入、独立性の高い委員により構成される独立委員会の設置及びその勧告の最大限の尊重、合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定、株主意思確認総会の決議に基づく対抗措置の発動等の、当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記3)の取り組みの合理性及び公正性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものであります。

従って、上記3)の取り組みは上記1)の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発活動は、基本的には各事業の基幹となる分野の研究を当社単独で、あるいは連結会社と連携をとりながら行い、各社固有の事業及びユーザーニーズに応える研究についてはそれぞれが単独で行っております。研究開発の内容としては、既存事業の領域拡大を主体としながら、当社事業の基礎となる材料の基盤技術とコア技術の高度化、最先端技術の育成を進めております。また、新興国市場をターゲットとした開発テーマにも重点的に取り組み、各セグメントと技術開発部が協力して、お客さまにとって魅力ある新製品や新規プロセスの開発に取り組んでおります。当社の技術・開発戦略としては、「顧客視点」と「スピード」をキーワードに、当社グループならではの「ユニークな技術」をベースとして、地球に新たな「マテリアル」すなわちグローバルマーケットで勝ち抜く「差別化された製品・技術」を創造して、「No. 1 企業集団への挑戦」を支えてまいります。特に、自動車、エレクトロニクス、エネルギー、環境リサイクルの注力分野における次期ニーズを取り込み、中長期的に事業の柱となる新事業開発を推進してまいります。

研究開発費の総額は、2,783百万円であり、当第1四半期連結累計期間における研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	3,400,000,000
計	3,400,000,000

（注）平成28年6月29日開催の第91回定時株主総会において、平成28年10月1日をもって普通株式について10株を1株に併合する旨、及び同じく平成28年10月1日をもって発行可能株式総数を34億株から3億4千万株に変更する旨の議案が承認可決されております。

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数（株） （平成28年6月30日）	提出日現在発行数（株） （平成28年8月9日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,314,895,351	1,314,895,351	東京証券取引所 （市場第一部）	権利内容に何ら 限定のない当社 における標準と なる株式であ り、単元株式数 は、1,000株で あります。
計	1,314,895,351	1,314,895,351	—	—

（注）平成28年6月29日開催の第91回定時株主総会において、平成28年10月1日をもって普通株式について10株を1株に併合する旨、及び同じく平成28年10月1日をもって単元株式数を1,000株から100株に変更する旨の議案が承認可決されております。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 （株）	発行済株式 総数残高 （株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金 増減額 （百万円）	資本準備金 残高 （百万円）
平成28年4月1日 ～ 平成28年6月30日	—	1,314,895,351	—	119,457	—	85,654

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、当社は当第1四半期会計期間末日現在の株主名簿を作成していないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成28年3月31日）現在の株主名簿に基づき記載しております。

① 【発行済株式】

平成28年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 4,862,000	—	「（1）②発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。
	（相互保有株式） 普通株式 71,000	—	同上
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,297,402,000	1,297,402	同上
単元未満株式	普通株式 12,560,351	—	同上
発行済株式総数	普通株式 1,314,895,351	—	—
総株主の議決権	—	1,297,402	—

(注) 1. 「完全議決権株式（その他）」の中には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が14,000株（議決権14個）含まれております。

2. 「単元未満株式」には、次の株式が含まれております。

- ・ 自己株式 944株
- ・ 津田電線株式会社名義の株式 800株

② 【自己株式等】

平成28年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
三菱マテリアル株式会社	東京都千代田区大手町1丁目3-2	4,862,000	—	4,862,000	0.37
津田電線株式会社	京都府京都市東山区間屋町通正面上る鍵屋町485	62,000	—	62,000	0.00
東北運輸株式会社	秋田県秋田市茨島1丁目2-10	9,000	—	9,000	0.00
計	—	4,933,000	—	4,933,000	0.38

(注) 当第1四半期会計期間末日現在の当社が保有している自己株式は、4,888,029株（うち単元未満株式は29株）であります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	60,123	73,868
受取手形及び売掛金	233,093	207,791
商品及び製品	85,082	83,757
仕掛品	83,694	95,943
原材料及び貯蔵品	89,875	94,293
その他	232,817	233,244
貸倒引当金	△2,155	△2,109
流動資産合計	782,530	786,789
固定資産		
有形固定資産		
機械及び装置（純額）	196,085	192,348
土地（純額）	268,634	263,102
その他（純額）	205,517	200,413
有形固定資産合計	670,237	655,864
無形固定資産		
のれん	48,986	45,696
その他	17,032	16,191
無形固定資産合計	66,019	61,887
投資その他の資産		
投資有価証券	212,606	201,941
その他	68,052	66,738
貸倒引当金	△6,070	△6,089
投資その他の資産合計	274,588	262,591
固定資産合計	1,010,845	980,343
資産合計	1,793,375	1,767,133

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年 3 月31 日)	当第 1 四半期連結会計期間 (平成28年 6 月30 日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	110, 596	111, 288
短期借入金	200, 527	204, 069
1年内償還予定の社債	25, 100	40, 100
未払法人税等	7, 037	5, 458
引当金	13, 740	6, 733
預り金地金	231, 667	228, 795
その他	107, 649	105, 439
流動負債合計	696, 319	701, 883
固定負債		
社債	40, 000	25, 000
長期借入金	260, 681	270, 782
引当金	16, 746	15, 787
退職給付に係る負債	63, 544	61, 876
その他	71, 066	68, 741
固定負債合計	452, 038	442, 188
負債合計	1, 148, 358	1, 144, 072
純資産の部		
株主資本		
資本金	119, 457	119, 457
資本剰余金	92, 266	92, 423
利益剰余金	303, 026	307, 853
自己株式	△1, 953	△1, 961
株主資本合計	512, 797	517, 773
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	21, 645	16, 221
繰延ヘッジ損益	△199	1, 277
土地再評価差額金	34, 282	33, 807
為替換算調整勘定	3, 647	△14, 203
退職給付に係る調整累計額	△16, 946	△15, 689
その他の包括利益累計額合計	42, 430	21, 413
非支配株主持分	89, 789	83, 874
純資産合計	645, 017	623, 061
負債純資産合計	1, 793, 375	1, 767, 133

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)
売上高	360,773	298,828
売上原価	308,319	249,788
売上総利益	52,453	49,040
販売費及び一般管理費	36,066	35,849
営業利益	16,387	13,190
営業外収益		
受取利息	132	117
受取配当金	1,782	1,182
持分法による投資利益	1,496	714
固定資産賃貸料	1,236	1,227
その他	603	531
営業外収益合計	5,249	3,773
営業外費用		
支払利息	1,834	1,335
その他	2,700	3,562
営業外費用合計	4,534	4,898
経常利益	17,102	12,066
特別利益		
固定資産売却益	435	3,209
投資有価証券売却益	19,182	600
持分変動利益	10,464	—
投資有価証券償還益	1,234	—
その他	—	2
特別利益合計	31,316	3,812
特別損失		
投資有価証券評価損	2	132
環境対策引当金繰入額	10,841	—
その他	345	17
特別損失合計	11,190	150
税金等調整前四半期純利益	37,229	15,728
法人税等	6,724	4,033
四半期純利益	30,504	11,695
非支配株主に帰属する四半期純利益	900	929
親会社株主に帰属する四半期純利益	29,604	10,766

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)
四半期純利益	30,504	11,695
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,460	△5,380
繰延ヘッジ損益	1,265	1,479
為替換算調整勘定	2,346	△21,404
退職給付に係る調整額	994	1,290
持分法適用会社に対する持分相当額	△1,138	△1,218
その他の包括利益合計	5,929	△25,233
四半期包括利益	36,434	△13,538
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	34,551	△9,633
非支配株主に係る四半期包括利益	1,883	△3,905

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

1. 連結の範囲の重要な変更

当第1四半期連結会計期間より、菱浜興業(株)他7社を連結の範囲に含めております。

また、東京舗装工業(株)は持分の全部について株式交換を実施したため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法適用の範囲の重要な変更

当第1四半期連結会計期間において、該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当第1四半期連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更が当第1四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

(環境対策引当金)

当社グループが管理する休廃止鉱山等における特定の鉱害防止対策工事に係る費用及び集積場安定化対策工事に係る費用について、工事内容が決定し、見積り金額が確定したものを引当計上し、「固定負債」の「引当金」に含めておりますが、特定の対策工事を必要とするものの、地形や現有の設備に対応した最適な工法が選定できていないことなどにより、工事内容が未決定で金額が合理的に算定できないものがあります。

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当第1四半期連結会計期間から適用しております。

(単元株式数の変更及び株式併合等)

当社は、平成28年6月29日開催の第91回定時株主総会において、平成28年10月1日を効力発生日とする単元株式数の変更(1,000株を100株に変更)及び株式併合(10株を1株に併合)が承認可決されました。これにより、当社の発行済株式総数は1,314,895,351株から131,489,535株となる見込みであります。

1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が前連結会計年度の開始の日に実施されたと仮定した場合の1株当たり情報は以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)
1株当たり四半期純利益	225.95円	82.18円

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な資産の譲渡)

当社は、平成28年6月29日開催の取締役会において、下記のとおり、固定資産を譲渡することについて決議し、平成28年6月30日付で譲渡契約を締結いたしました。

(1) 譲渡の理由

経営資源の有効活用を図るため、当社の保有する土地の一部を譲渡することといたしました。

(2) 譲渡資産の内容

- ① 資産の種類 : 土地
- ② 所在地 : 埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目297番地3 他
- ③ 現況 : 土地区画整理事業施行地区

(3) 譲渡先の概要等

譲渡先は国内の事業会社であります。なお、当社と譲渡先の間には、記載すべき資本関係、人的関係及び取引関係はなく、関連当事者にも該当しません。

(4) 譲渡の時期

平成28年9月(予定)

(5) 損益に与える影響

本件譲渡に伴い、第2四半期連結会計期間において、固定資産売却益として127億円の特別利益を計上する見込みであります。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

連結会社以外の会社及び従業員の銀行からの借入等に対し、債務保証を行っております。

前連結会計年度 (平成28年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)	
シミルコファイナンス社	16,254百万円	シミルコファイナンス社	14,897百万円
ジェコ2社	3,250	ジェコ2社	2,976
カップーマウンテンマイン社	1,542	カップーマウンテンマイン社	1,410
従業員	2,526	従業員	2,461
その他(13社)	2,795	その他(11社)	2,370
計	26,369	計	24,117

2 偶発債務

前連結会計年度(平成28年3月31日)

当社の連結子会社であるインドネシア・カパー・スメルティング社(以下、連結子会社)は、平成26年12月30日付で、インドネシア国税当局より、連結子会社の平成21年12月期の売上取引価格等に関し、47百万米ドル(前連結会計年度末日レートでの円換算額5,393百万円)の更正通知を受け取りました。また、連結子会社は、平成27年1月28日付で、追徴額の一部である14百万米ドル(同円換算額1,577百万円)を仮納付しております。

しかしながら、インドネシア国税当局の指摘は、当局が抽出した企業との利益率の比較により売上高過少とする著しく合理性を欠く見解であり、当社及び連結子会社にとって当該更正処分は承服できる内容ではないことから、連結子会社は平成27年3月25日にインドネシア国税当局に対して異議申立書の提出を行っておりました。

連結子会社が平成27年3月25日に提出した異議申立書は、インドネシア国税当局より平成28年3月16日付で棄却されました。そのため、連結子会社は平成28年6月6日に税務裁判所へ提訴し、当社及び連結子会社の見解の正当性を主張しております。

当第1四半期連結会計期間(平成28年6月30日)

当社の連結子会社であるインドネシア・カパー・スメルティング社(以下、連結子会社)は、平成26年12月30日付で、インドネシア国税当局より、連結子会社の平成21年12月期の売上取引価格等に関し、47百万米ドル(当第1四半期連結会計期間末日レートでの円換算額4,926百万円)の更正通知を受け取りました。また、連結子会社は、平成27年1月28日付で、追徴額の一部である14百万米ドル(同円換算額1,440百万円)を仮納付しております。

しかしながら、インドネシア国税当局の指摘は、当局が抽出した企業との利益率の比較により売上高過少とする著しく合理性を欠く見解であり、当社及び連結子会社にとって当該更正処分は承服できる内容ではないことから、連結子会社は平成27年3月25日にインドネシア国税当局に対して異議申立書の提出を行っておりました。

連結子会社が平成27年3月25日に提出した異議申立書は、インドネシア国税当局より平成28年3月16日付で棄却されました。そのため、連結子会社は平成28年6月6日に税務裁判所へ提訴し、当社及び連結子会社の見解の正当性を主張しております。

3 受取手形割引高等

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
受取手形割引高	772百万円	238百万円
受取手形裏書譲渡高	23	1
債権流動化による遡及義務	3,647	3,964

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)、のれんの償却額は次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)
減価償却費	13,953百万円	13,895百万円
のれんの償却額	1,072	1,074

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年5月12日 取締役会	普通株式	6,551	5.0	平成27年3月31日	平成27年6月1日	利益剰余金

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年5月12日 取締役会	普通株式	6,550	5.0	平成28年3月31日	平成28年6月1日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位:百万円)

	セメント 事業	金属 事業	加工 事業	電子材料 事業	アルミ 事業	その他 の事業	計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
売上高									
(1) 外部顧客への売上高	46,116	181,222	34,249	14,405	41,253	43,526	360,773	—	360,773
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	767	2,400	4,879	4,093	387	9,309	21,837	△21,837	—
計	46,884	183,622	39,128	18,499	41,640	52,835	382,610	△21,837	360,773
セグメント利益	3,483	5,484	4,476	2,069	916	1,559	17,988	△885	17,102

(注) 1. その他の事業には、原子力関連、環境リサイクル関連、不動産、エンジニアリング関連等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額△885百万円には、セグメント間取引消去12百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△898百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費、基礎的試験研究費及び金融収支であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

II 当第1四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位:百万円)

	セメント 事業	金属 事業	加工 事業	電子材料 事業	アルミ 事業	その他 の事業	計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
売上高									
(1) 外部顧客への売上高	39,492	137,794	32,349	13,785	39,737	35,668	298,828	—	298,828
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	681	1,776	4,084	1,282	532	9,736	18,093	△18,093	—
計	40,174	139,570	36,433	15,067	40,270	45,405	316,922	△18,093	298,828
セグメント利益	2,566	4,369	2,900	278	2,235	921	13,272	△1,206	12,066

(注) 1. その他の事業には、原子力関連、環境リサイクル関連、不動産、エンジニアリング関連等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額△1,206百万円には、セグメント間取引消去△37百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△1,168百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費、基礎的試験研究費及び金融収支であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

「会計方針の変更」に記載のとおり、当第1四半期連結累計期間に「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」を適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更が当第1四半期連結累計期間のセグメント利益に与える影響は軽微であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)
1株当たり四半期純利益	22円60銭	8円22銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	29,604	10,766
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	29,604	10,766
普通株式の期中平均株式数(千株)	1,310,187	1,309,996

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成28年5月12日開催の取締役会において、平成28年3月31日を基準日として、次のとおり第91期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)期末配当を行うことを決議いたしました。

- ① 期末配当の総額 6,550百万円
- ② 1株当たり期末配当金 5円
- ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成28年6月1日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年 8 月 9 日

三菱マテリアル株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浜嶋 哲三 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上坂 善章 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高野 浩一郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三菱マテリアル株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三菱マテリアル株式会社及び連結子会社の平成28年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。